



田尻地区 地域計画だより

令和5年10月 第1号
田尻行政区
浪江町役場・農業委員会



日頃から町の農業行政にご理解を賜りますとともに、営農再開に向けてご尽力頂きましてありがとうございます。

震災から13年目となり、営農再開にあわせてご自身の農地をどうするのか、また地域の農業をどのようにして支えていくのかなど話合いが必要な時期に来ています。

国でも全国で不耕作地の増加、高齢化による担い手の不足などを考えていくため、令和6年度までに「地域計画」を各地域で策定していくこととしました。

これはおおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」など、担い手農業者・農業後継者・農地所有者・地域の方々を交えてまとめていくものです。策定にあたっては、町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社・JA福島さくら・官民合同チームなどが地域をサポートしていきます。

地域の農業を次世代に引き継いでいくため地域計画の策定を進めていきましょう。



浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1. 地域計画とは

- ◆全国で農業者の高齢化や担い手・後継者不足等で不耕作農地が増加しています。浪江町でも例外ではなく、地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『**地域計画**』です。

- ◆地域計画の策定にあたっては、令和6年度まで関係機関(浪江町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社等)がお手伝いできます。
- ◆現在行っている特認作業(草刈り等)は、営農再開を目的とした補助事業のため、事業終了後は誰かが営農していく必要があります。
- ◆また管理耕作をしていなかった農地や担い手の決まらない農地は、農地所有者が自ら耕作・維持管理する必要があります。

2. 地域計画のステップについて

ステップ 1: 検討の主体を決めます。

- ▶行政区、復興組合等の策定エリアをカバーする主体
 - ※具体的な検討は、全体または水系単位、圃場整備範囲、小字単位など

ステップ 2: 策定するエリアを決めます。

- ▶用途区域を除いた区域で策定します。大字(行政区)単位で良いか確認
- ▶隣接行政区と重複する場合は隣接行政区と策定エリアの確認

ステップ 3-1: 5~10年後の農地や農業のあり方を決めます。

- ▶農地の集約化や営農上の課題の確認
 - ・ほ場へ大型機械が入れない→圃場整備事業、基盤整備事業の検討
 - ・農業用機械がないから大規模化できない→営農再開リース事業の検討
 - ・営農地が分散していて非効率→農地の集約化の検討 など
- ▶営農再開事業をいつまで行うか。
 - ・7年度まで営農再開支援事業が可能。8年度から営農再開は必須。
(地域計画地域集積協力金は7年度交付分まで)
- ▶5年~10年後の地域の農業のあり方を決めていきます。

ステップ 3-2: だれが、どこで、何をつくるのか決めていきます。

- ▶地権者の農地利用の意向を確認します。
 - ・自分で営農していく、自分ではできないので貸したい など
- ▶現在の担い手、今後営農再開する担い手を確認
- ▶耕作されない農地をどうするか決めます。地域の担い手を優先します。
 - ・担い手が規模拡大する農地
 - ・地区外から参入する農地
 - ・営農はできないが草刈りなどの管理だけをする農地
 - ・耕作不適地として対象地から除外する農地

ステップ 4: 将来の地域の農地や農業のあり方を文言としてまとめます。

- ▶計画シートに記載し地域で確認します。

次ページに、地区で話し合った結果を載せました。→→→



地域で合意した地域計画案を外部検討委員会で確認し、地域計画として公告します。
その後、農地の賃貸借の手続き(農地バンクの活用)を行います。

3. 地域計画打合せ(9/25 実施)について

- ◆9月25日に大堀コミュニティセンターで、田尻地区に農地を所有している耕作者10名が集まって地域計画の策定について話し合いを実施しました。
- ◆当日は、町から地域計画の制度等について説明し、地域計画の検討の主体(ステップ1)と策定エリア(ステップ2)を中心に話し合いました。結果は下表および次頁のエリア図のとおりです。

<検討の主体>…ステップ1

◎田尻行政区を主体として地域計画の内容について検討していくこととなりました。

<策定エリア>…ステップ2

- ◎策定範囲は、田尻行政区に加えて、田尻農事復興組合が保全管理をしている加倉の今神地区までを対象としました。(加倉側で了承済み)
- ◎田尻の農業者が所有している農地のうち、他の行政区に入っている農地についても、地権者・行政区と協議してどちらの地区の地域計画に含めるか確認します。
- ◎なお、用途区域についても保全作業をおこなっていることから地域計画のエリアに取り込むこととしました。

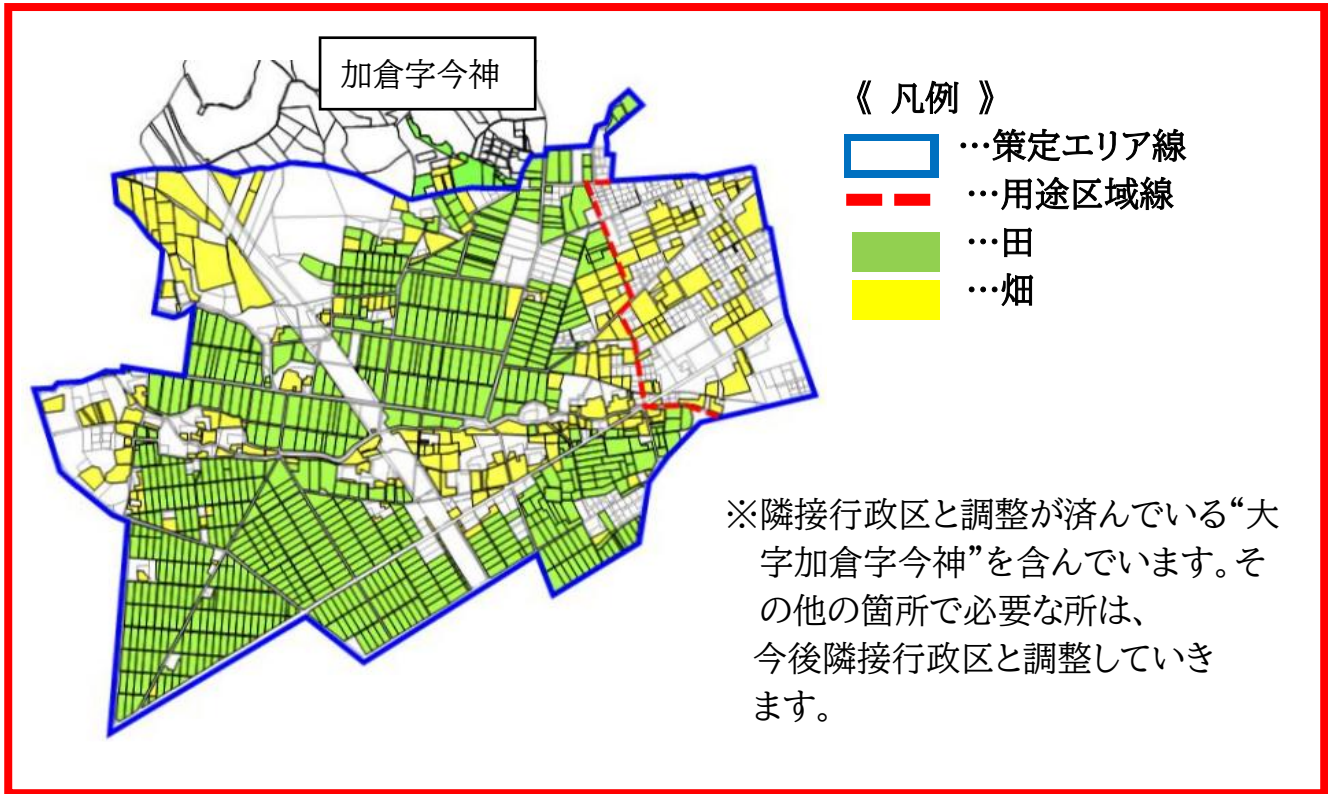
<営農再開支援事業の活用>…ステップ3-1

- ◎営農再開支援事業はいろいろなメニューがありますが、活用できるのは令和7年度までとなっています。必要なメニュー(堆肥や農業用機械など)がまだ有るか確認が必要となります(前年度の夏ごろまでにとりまとめが必要です)。
- ◎なお、農地バンクを通じて賃貸借の契約をした農地は、営農再開したと見なされ、営農再開支援事業が使えなくなります(地域計画を策定しただけでは営農再開とはみなされません)。

<地域計画だよりの発行>

- ◎集まりに参加できない農地所有者へ検討状況を周知していくため、地域だよりを発行していくこととしました。

4. 地域計画の範囲(暫定)について



5. 今後の進め方について



- ◆策定エリアを確定させるために、田尻地区の農業者が所有している他行政区の農地などについて、当該農地所有者・隣接行政区と協議します。
- ◆田尻地区内に農地を所有する農業者の意向(耕作の有無、営農再開支援事業の活用など)について、話し合い等により確認していきます。

【地域計画に関するお問合せ先】

✿浪江町役場 農林水産課農政係

☎ 0240-34-0245

✿浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

✿福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)

☎ 0240-34-0246

(携帯)070-8688-9530

